

告 示

埼玉県告示第千五十一号

測量計画機関である川越市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年九月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

川越市

二 作業種類

基準点測量及び数値図化

三 作業地域

川越市（一部）

四 作業期間

平成二十七年七月一日から平成二十七年九月三十日まで